

東郷小学校いじめ防止基本方針

【令和5年3月改定】

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本認識の下、日常的にいじめの防止に努める。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校作りを推進する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為であっても児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する必要がある。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」等より】

【平成29年3月16日改定施行「いじめ防止等のための基本的な方」の改定及び

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定について」（通知）等より】

【平成29年11月改定「山形県いじめ防止基本方針」より】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

○学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。

○児童、教職員の人権尊重の意識を高める。

○児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。

○児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

○いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。

○いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

○発達障害等特に配慮が必要な児童等については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

3 校内体制

(1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、その他校長が認める者とする。

(2) 役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。

(3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(4) 学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止

○学校いじめ防止基本方針の策定

○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行

- いじめに関する校内研修の計画、実施
- いじめに関する授業の実施、児童会活動による取組への支援
- 学校評価による検証と基本方針の見直し
- 安心安全な居場所づくりと心のかよい合う絆づくり
- コロナ禍でのストレスの把握と支援

道徳の授業を通して

- ① 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ② 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③ 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④ いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

学習を通して

- ① 基本的な学習習慣やかかわり方の定着
 - ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」などをつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをする、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
 - ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守って生活できるようにする。
- ② 楽しい授業・わかる授業づくり
 - ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
 - ・算数科では、理解や習熟度を深めるためにＴＴによる指導の充実を図る。
 - ・協働的な活動を工夫し、児童が主体的に創る授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
 - ・全教科領域において「自分の考えをもち、思いや考えを伝え合い、主体的に授業を創る子ども」育成するための具体的な手立てを工夫する。

特別活動を通して

- 全教育活動の中で
 - ・望ましい人間関係を築く
よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。
 - ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）
学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。
- ①学級活動
 - ・学級活動の充実
学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。
 - ・係活動の充実
児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり、全員がいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切に意識を高める。
- ②児童会活動
 - ・委員会活動の充実
自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。
 - ・たてわり班活動の充実
高学年ではリーダーシップや思いやりの心、中学年は仲間を大事にする気持ちを、低学年では上級

生に対するあこがれの気持ちを育てる。

③クラブ活動

共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

④学校行事

・ 自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・ 体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な、生きて働く知恵や技能を身に付ける。

・ 家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり、生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

学級経営を通して

①「相談週間」を数ヶ月ごとに設定し、子どもと向き合って話をすることに努める。

②「心のアンケート」を定期的実施し、子どもたちの心の中にあるものを理解する。

③Q U検査結果を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

④日々の日記や1人ひとりの表情の変化など、日常において子どもの心の有り様や悩みなどに注意を払う。

⑤特別支援学級児や配慮を要する児童やその周囲の児童に対して、適切な指導を行う。

(2) いじめの早期発見 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

○担任による、日常会話、日記、児童の服装・持ち物など変化の観察

○その他の教職員による情報提供や職員会議での共通理解

○児童や保護者への情報提供の呼びかけ (『相談週間』の位置づけ)

○児童 (6月・11月) や保護者 (11月) への生活意識調査やいじめ実態調査の実施

○情報のファイリングと情報の共有

○保護者会や学校だよりを通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

(3) いじめの早期対応 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

○速やかな対応策の検討、実施 (調査対応組織の設置)

○被害の子供やその保護者への、担任等によるケア

○加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導

○保護者や関係機関との連携

○全校児童への指導

○全校児童の保護者や地域への説明などの対応 (4月の総会等に保護者等へ示し、周知する)

(4) いじめの重大事態への対応 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

○教育委員会への報告と連携 (重大事態の疑いが認められたときも)

○被害の子供に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底

○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施

○加害の子供への懲戒や出席停止の検討

○警察への相談・通報や教育相談所等との連絡

○いじめ対策緊急保護者会の開催

○法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力

○速やかな対応策の検討、実施

○被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア

○加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導

○保護者や関係機関との連携

○地域人材を活用した登下校時の見守り

(5) インターネット上のいじめへの対応について

- 昨今の問題の深刻化、社会問題化している点を鑑み、山形県教育委員会発行「(別冊資料) インターネット上のいじめへの対応について」を参考にして、スマホ・携帯等インターネットのいじめの未然防止と適切な対応を行う。

5 保護者との連携について

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、PTA総会などの会合で「いじめ学校基本方針」を示しながら伝えていく。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

6 教育委員会などの関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合は、三川町教育委員会へ報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、三川町教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察(少年指導係)や関係機関(児童相談所・スクールソーシャルワーカー)などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということからPTAや「おらほの学校運営協議会」の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

<令和5年度いじめ未然防止取り組みの年間指導計画>

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○いじめ防止研修 ○児童観察・理解 ○学級づくり ○保護者会 ○家庭訪問 ○教育相談全体会	・東郷小学校いじめ防止基本方針の取り組みに関する共通理解 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学校・学級の指導方針の説明 ・児童理解と家庭との連携 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解
5月	○相談週間 ○人権の花運動 ○心のアンケート ○QU調査	・保護者への働きかけと、児童の実態理解(以後、毎月) ・学級での友達関係や意識の調査(以後、毎月) ・人権の花の植栽 ・児童へのアンケート調査の実施 ・児童へのQU調査の実施
6月	○QU調査の分析 ○道徳 ○いじめアンケート調査分析・対応	・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認 ・道徳「生命の尊重・思いやり、親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・保護者の気になることや悩みの調査 ・学級での友達関係や意識の調査 ・担任の個人面談による実態把握・指導 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7月 8月	○生徒指導にかかわる校内研修会	・QUや魅力ある学校作りのアンケート等を踏まえた、いじめ対応や未然防止に関わる校内研修。

9月	○夏休みの生活調査 ○保護者面談 ○心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察 ・保護者の気になることや悩みの調査 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・児童へのアンケート調査の実施
10月	○校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主任研修会を受けての報告や情報交換
11月	○道徳 ○Q U調査 ○いじめアンケート 調査分析・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用した授業を実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任による学級の実態把握・指導 ・保護者の気になることや悩みの調査 ・学級での友達関係や意識の調査 ・担任の個人面談による実態把握・指導 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
12月	○生徒指導にかかわる 校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・Q Uやアンケート等を踏まえた、いじめ対応や未然防止に関わる校内研修。
1月	○正月休みの 生活調査	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの児童様子を把握 ・冬休み以降の児童観察
2月	○道徳 ○いじめ防止研修会 ○心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・いじめ防止の取り組みに関する反省 ・児童へのアンケート調査の実施
3月	○教育相談全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題・引き継ぎ事項の徹底